

土地利用の基本的な考え方は

新政会
大辻 裕彦



山口理事 A 住民と協働で検討



▲公園化された狐狸ヶ池

問 現在66ヘクタール余りある市街化調整区域の用地は今後どのような活用を考えているか。

答 住民や来訪者がうるおいを感じられる資源として保全を図り、地域にあった活用を住民と協働で検討したい。しかし、現時点の諸般の状況下では市街化区域への編入は困難である。

問 現在、町内にある12のため池を活用し、住民にうるおいと安らぎの場としてのウォーターフロント計画は考えられないか。

答 現在、「狐狸ヶ池」「蓮池」「石ヶ池」は公園として、「北池」は国庫補助により整備、また、「大池」は県営事業によりため池整備事業を実施している。ため池は財産区有財産であり地元意向が重要となる。地元要望を聞き、それに合う補助がないかを検討し、随時実施していきたい。

問 従来から問題になっている地域の狭隘道路の整備について、今後の計画はどうなっているのか。

答 狭隘道路については、以前から災害対応など、安全・安心のまちづくりにおける大きな課題である。現在新島地区から進めている地籍調査を内陸部へ進め、その進捗状況を見ながら費用対効果、住民相互の公平・平等となるよう手法を検討する。また、地域住民によるまちづくりについての合意形成を図られ、地区計画など検討が進めば町はできる限り支援に努める。



青雲 21
藤原 秀策

土壌汚染の除去工事の完了は

森本理事 A 工期は6月末の予定



▲土壌改良が予定される町有地

問 駅南町有地土壌汚染除去工事の完了、並びに民間の活用事業者の決定はいつ頃になるのか。

答 土壌汚染の除去工事は6月末に完了、活用事業者とは9月末までに協定や契約を締結したい。

問 町有地の賃料と建物の規模は。

答 活用方針に基づき、日常生活の利便性を向上させ、賑わいを創出する店舗の導入を目指したい。建物は低層とし、駅前景観への配慮、緑化、送迎用駐車場も確保する予定。

問 駅北の再開発、整備は賃料も建物の規模も、事業者の提案を踏まえて決めていきたい。

答 駅北の再開発、整備のその後は、以前に整備計画を提案しているが、権利者やまちづくり推進協議会などで話し合いを進め、また地域の合意形成の取り組みもしていただいているが、大きな進展はない。

問 現在行っている地籍事業をこの駅北地区で先行して実施できないか。

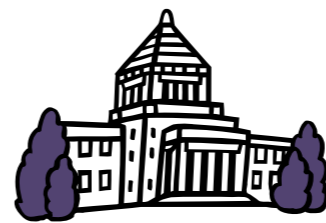
答 難しい問題が発生することもあり、慎重さが必要と考える。

入札制度の改正は

森本理事 今後検討したい

問 町は今の制度がベストに近いと思うのだが、採択された制度改正の請願書の扱いは。

答 今後、工事を発注するグループの意見も聴取しながら検討したい。



全国町村議会議長会で問題視されている道州制導入に関して、議会運営委員会から「道州制導入に反対する意見書」が提出されました。本意見書を全会一致で可決し、衆

意見書 道州制に反対する 意見書を提出

参内院議長や内閣総理大臣、関係大臣などに提出しました。

意見書の主旨

国と地方の役割分担の見直しにあたっては、政府は、基礎自治体のあり方、権限・事務・税財源の移譲などの内容を具体的に示し、国民に対して丁寧な説明を行い、地方の意見を十分に踏まえたうえで進めるべきで、我々播磨町議会は、結論ありきの道州制の導入には反対します。

条例 延滞金徴収条例など 3条例を改正

市中金利が低下していることなどから、使用料や過料など町が徴収する税以外の収入や介護保険料、下水道事業受益者負担金それぞれの延滞金について、利率の軽減措置を講じるもので、3条例の改正をすべて全会一致で可決しました。

議案の審議結果【平成25年11月臨時会、12月定例会】

賛否の分かれた議案

(○…賛成、×…反対、欠…欠席)

議案名	賛成	反対	議決結果	議決日	議員														
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	
					木村晴恵	神吉史久	奥田俊則	宮宅良	山本雅之	宮尾尚子	河野照代	福原隆泰	岡田千賀子	藤原秀策	大辻裕彦	藤田博	松岡光子	田中久子	
播磨町職員の給与に関する条例の一部改正	8	5	可決	12/3	○	○	×	○	×	-	×	○	○	○	○	○	○	×	×
播磨町下水道条例の一部改正	10	3	可決	12/3	○	○	○	○	×	-	○	○	○	○	○	○	○	×	×
播磨町水道事業給水条例の一部改正	10	3	可決	12/3	○	○	○	○	×	-	○	○	○	○	○	○	○	×	×
平成25年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)	11	2	可決	12/11	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	×	×

※ 播磨町議会の現議員数は14人です。採決は、全議員の過半数（7人）以上の出席を要し、議長を除く出席議員の過半数の賛成をもって可決されます。ただし、法律に別の定めがある特別多数議決の場合は、この過半数議決は適用されません。

※ 議長は採決に加わりませんので、「-」で表示しています（議長＝議席6番宮尾尚子。議長不在などの場合には副議長が議長を務めます）。ただし、賛成と反対が同数の場合には、議長が決めます。

全員賛成で可決した議案

議案名	議決日	議案名	議決日
▶ 播磨町延滞金徴収条例の一部改正	12/3	▶ 平成25年度国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	12/11
▶ 播磨町介護保険条例の一部改正			
▶ 播磨町廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例の一部改正			
▶ 播磨町都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部改正			
▶ 平成25年度一般会計補正予算(第3号)	11/27	▶ 道州制導入に反対する意見書	12/11
▶ 平成25年度一般会計補正予算(第4号)	12/11		